

広島県告示第五百号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成二十九年九月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号		所在地	
平成十七年広島県告示第五百十六号		広島県福山市水呑町、同市水呑町向丘、同市水呑町平木、同市水呑町小水呑及び同市水呑町竹ヶ端地内	
区域の名称	土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害特別警戒区域
	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類		土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類
佐須良谷川（二）地区	土石流	佐須良谷川（二）地区	土石流
丹屋奥谷西川（八五一八b）地区	土石流	丹屋奥谷西川（八五一八b）地区	土石流
丹屋奥谷西川（八五一八c）地区	土石流	丹屋奥谷西川（八五一八c）地区	土石流
丹屋奥谷西川（八五一八d）地区	土石流	丹屋奥谷西川（八五一八d）地区	土石流
平木川（六）地区	土石流		
北迫川（七）地区	土石流	北迫川（七）地区	土石流
丸山川（八）地区	土石流	丸山川（八）地区	土石流
北受川（八五三三d）地区	土石流	北受川（八五三三d）地区	土石流
北受川（八五三三e）地区	土石流	北受川（八五三三e）地区	土石流
北受川（八五三三f）地区	土石流	北受川（八五三三f）地区	土石流

